

(別紙)

令和8年度文化情報紙「すずかけ」編集・印刷業務仕様書

1 業務の目的

公益財団法人兵庫県芸術文化協会（以下「協会」という。）が実施する事業の紹介をはじめ、兵庫県内の文化情報を、分かりやすく効果的に発信する文化情報紙「すずかけ」を編集・印刷することを目的とする。

2 業務の内容

- (1) 取材 取材記事1本（県内各地域の文化資源等を取材）
- (2) 記事作成 全ページの記事原稿作成。記事原稿の資料は協会が受託者に提供する。
- (3) 編集等 全ページのレイアウト、デザイン、レタリング及びカラーカンプ作成、広告及びタイトルロゴ等の原稿作成
- (4) 印刷製本 下記4に基づき印刷製本する。
- (5) 納入期限 校了後4営業日以内
- (6) 納入場所 協会事務所
- (7) 成果物 印刷物及びホームページ掲載用の全ページのPDFデータ、テキストデータ
- (8) 納品方法 下記4に規定する印刷物を梱包して納品すること。PDFデータは電子メールにより納品すること。

3 履行期間

令和8年4月15日から令和9年3月31日まで

4 紙面の規格及び仕様

- (1) 印刷部数 4,000部／1回
- (2) 発行回数 年間計6回の発行とする。（令和8年6・7月号、8・9月号、10・11月号、12・令和9年1月号、2・3月号、4・5月号が対象）
- (3) 納品日 奇数月下旬を原則とする。
- (4) 発行日 隔月（偶数月）1日を原則とする。
- (5) 紙面仕様 任意
- (6) 使用用紙 任意
- (7) ページ数 任意
- (8) 刷色 任意
- (9) 掲載内容 発行1回あたり以下の内容の記事等を掲載する。
 - ・メイン記事3～4本（各記事の文字数600文字程度、画像1～3枚程度）
 - ・サブ記事3～4本（各記事の文字数400文字程度、画像0～1枚程度）
 - ・ピッコロシアター イベント2～3事業程度（各事業の文字数600文字程度、画像0枚～3枚程度）
 - ・芸術文化センター イベント2～3事業程度（各事業の文字数600文字程度、画像0枚～3枚程度）

- ・ 展覧会情報<原田の森ギャラリー・横尾忠則現代美術館・ひょうごアーティストサロン> (文字数 2,000 文字程度、画像なし)
- ・ 取材記事 1 本 (記事の文字数 1,000 文字程度、取材地紹介 400 文字程度、画像 3 枚程度)
- ・ 広告 4 本程度 (1 本あたり横 12 センチ×縦 8 センチ程度)

※上記の内容はあくまで見込みであり、実際には異なる場合があります。

- (10) 編集区分 上記 2 (1) 以外は、協会から記事の資料を提供する。
- (11) 取材 取材に関しては記事原稿作成までを一連の工程とし、各号の納入検査合格後に完了とする。なお、取材にかかる経費は契約金額に含む。
- (12) 原稿受渡し 原稿はワード、JPG データ等の電子データを電子メール等により受け渡しする。
- (13) 校正・確認 文字校正は原則 3 回行うこととし、突発的な事由等により記事 (写真を含む) の修正や差し替えを行う場合においても、迅速に対応すること。校正作業は、必要な場合は協会が校了と判断するまで行うものとする。

5 その他

- (1) 協会の都合により印刷部数、発行回数及びページ数を増減することができる。この場合における契約金額は、協会と受託者が協議して定めるものとする。
- (2) 上記 4 (11) に関して経費の追加請求はないものとする。
- (3) 支払いについては、各号の納入検査合格後の請求書による支払いとする。
- (4) 本業務に係る全ての成果物の著作権 (著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む) は協会に帰属する。また、成果物は、協会が作成するホームページや印刷物等に自由に使用できるものとする。
- (5) 契約更改における業務の引継ぎが発生した場合、受託者は次期受託者に対し協力し、誠実に業務引継ぎを行うこと。
- (6) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、協会と受託者とが協議して定めるものとする。
- (7) 本仕様書については、必要に応じて内容の一部を変更する場合がある。